

所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

2020年度の算定状況

診断名／年月		2020年度											計		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
肺炎	人数											1			1
	治療日数											4			4
尿路感染	人数	4	1	0	1	1	0	3	1	1	1	2	0	15	
	治療日数	28	4	0	7	7	0	17	4	5	5	12	0	89	
带状疱疹	人数														
	治療日数														

疾患別の主な治療内容（投薬、検査、注射、処置等の内容）

○肺炎

〈治療内容〉血液検査、胸部写真、抗生剤の内服（セフспан・バナンなど）、抗生剤の注射（ロセフィンなど）、点滴による水分補給など診察結果に基づいた必要な治療

○尿路感染症

〈治療内容〉血液検査、尿検査、抗生剤の内服（レボフロキサシンなど）、水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療

算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限定とし、月1回に限り算定する。

2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事は出来ない。

3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染

ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

4. 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載している事。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）

5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。

6. 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

7. 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。